5月1日(水)12:20~CRT スタジオで収録

憲法の学び方を考える

- 2024年憲法記念日を迎えて-

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

- (1)昨日の5月3日は「憲法記念日」でしたので、本日の開倫塾の時間は「憲法の学び方」に ついてお話させていただきます。
- (2)言うまでもなく、
 - ①「日本国憲法は日本国の最高法規」(憲法第97条)です。
 - ②「天皇、内閣総理大臣を含む国務大臣、国会議員、裁判官すべての公務員は、日本国憲法を 尊重し擁護する義務」(憲法第99条)があります。
 - ③又、「国民もこの憲法が国民に保障する自由及び権利を、不断の努力によって保持しなけれ ばならない」(憲法第12条)責務があります。
- (3)そうはいっても、憲法に何が書かれているかを知らなくては、学びようがありません。年に1 回の憲法記念日には、憲法の条文を声を出してお読みになることをおすすめします。
- ○4月から始まったNHK朝のTVドラマ「虎に翼」が大人気です。今週は、昭和10年ころが 舞台です。主人公の父親が無実の罪で起訴され裁判が行われるシーンがたくさんみられました。 そこで、現在の「日本国憲法」ではどのように規定されているかをみてみましょう。

|人身の自由および刑事裁判手続上の保障(18条、31条~40条)|

2.〈奴隷的拘束・苦役からの自由〉

「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、 犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反 する苦役に服させられない」 (憲法第18条) 「奴隷的拘束・苦役からの自由」

3. 〈法定の手続の保障〉

「何人も、法律の定める手続によらなければ、「法律の定める手続」 その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の 刑罰を科せられない」

「科刑手続の法定と適正」

(憲法第31条):「違法収集証拠排除法則」

「公判中心主義」

「罪刑法定主義」

└→いかなる行為についていかなる刑罰が科さ れるかは、予め法律で定められなければな らない

4. 〈不法な逮捕からの自由〉

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除い」「不法な逮捕からの自由」 ては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由 となっている犯罪を明示する令状によらなけれ ば逮捕されない」 (憲法第 33 条) 1

「令状主義」 「別件逮捕」一狭山事件 「現行犯」 「準現行犯」

「緊急逮捕」

5.〈不法な抑留・拘禁からの自由〉

「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ち!「不法な拘留・拘禁からの自由」 に弁護人に依頼する権利を与へられなければ、 拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理 由がなければ、拘禁されず、要求があれば、そう の理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席すよ る公開の法廷で示されなければならない」

(憲法第34条)

「弁護人に依頼する権利」 「被疑者国選弁護」 「接見交通権」 「拘留理由開示の制度」 「人身保護法」

6. 〈拷問および残虐刑の禁止〉

「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこ れを禁ずる」 (憲法第 36 条)

「拷問の禁止」 「残虐な刑罰の禁止」

7.〈刑事裁判手続の保障〉

(1)「すべて刑事事件においては、被告人は、 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利 を有する」 (憲法第37条1項) 「迅速な公開裁判」

: 「公平な裁判所」 「起訴状一本主義」 「プログラムの規定」 「裁判迅速化法」 「公開裁判を受ける権利」

(2)「刑事被告人は、すべての証人に対して審」「証人審問権」 問する機会を充分に与えられ、又、公費で自じ 己のために強制手続により証人を求める権利 ! (憲法第 37 条 2 項) を有する」

「伝聞証拠排除法則(伝聞法則)」 「証人喚問制度」 「弁護人依頼権」 「証人審問権」

「伝聞証拠排除法則(伝聞法則)」

(3)〈弁護人依頼権〉

「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を」「弁護人依頼権」 有する弁護人を依頼することができる。被告 人が自らこれを依頼することができないとき は、国でこれを附する」(憲法第37条3項):

「国選弁護人の制度」

(4)〈自己帰罪供述強要の禁止〉

「何人も、自己に不利益な供述を強要されな」「自己帰罪(自己負罪)拒否特権」 161

(憲法第38条1項) 「自己に不利益な供述」 「黙秘権」

(5)〈自白の証拠能力・補強証拠〉

「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不」 当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白 は、これを証拠とすることができない」

(憲法第38条2項)

「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人 の自白である場合には、有罪とされ、又は 刑罰を科されない」 (憲法第38条3項)

(6) 〈事後法の禁止〉

「何人も、実行の時に適法であった行為につ」「罪刑法定主義」 いては、刑事上の責任を問われない」

(7)〈一事不再理〉

「何人も、既に無罪とされた行為については、」「一事不再理」 刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪上「二重処罰の禁止」 について、重ねて刑事上の責任を問われない」「二重の危険の禁止」 (憲法第39条)

(8)〈刑事補償〉

「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁 判を受けたときは、法律の定めるところによ り、国にその補償を求めることができる」

(憲法第 40 条)

8. 司法権の独立

(1)「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の 定めるところにより設置する下級裁判所に属 する」 (憲法第76条1項)

(2)「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立 してその職権を行ひ、この憲法及び法律にの み拘束される」 (憲法第 76 条 3 項) |

「自白排除法則」

→ 真実性において疑わしい場合が想定され るだけでなく、捜査機関などによる違法・ 不当な圧迫を根絶するためには、およそこ の種の自白は証拠として使えないものしな ければならないという判断によるもの

「自白補強法則」

→ 被告人の架空な自白によって有罪とされ ることを防止するため

「事後法(ex post fact law)の禁止の禁止」 (憲法第39条) 「遡及処罰の禁止」

〈第6章司法〉 第76条~第82条

(3)〈裁判の公開〉

「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを 行ふ」 (憲法第82条)

- 9. 憲法の最高法規性と憲法尊重義務
 - (1)「この憲法が日本国民に保障する基本的人」「基本的人権の保障の徹底」 権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の 成果であつて、これらの権利は、過去幾多の 試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵 すことのできない永久の権利として信託され たものである」 (憲法第 97 条)

- (2)「この憲法は、国の最高法規であつて、そ」「憲法の最高法規性」 の条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に 関するその他の行為の全部又は一部は、その 効力を有しない」 (憲法第 98 条)

(3)「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、!「公務員等の憲法尊重擁護義務」 裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し 擁護する義務を負ふし (憲法第 99 条)

徹底 |

→この実質的根拠は「基本的人権の保障の

(4)「この憲法が国民に保障する自由及び権利!「国民の憲法尊重擁護の責任」 は、国民の不断の努力によつて、これを保持 しなければならない」 (憲法第 12 条)

- 2024年5月1日記-